

浄化槽補助金制度について

沼田市では「くみ取り槽」や「単独処理浄化槽」から合併処理浄化槽へ転換される方に対し、浄化槽設置補助金交付に加え、宅内配管の補助があります。また、令和5年度より「宅内配管補助」の対象範囲が「単独処理浄化槽又はくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換」を行う方を対象に拡大となりました。

※令和6年度より、新築等に伴う合併浄化槽の「新規設置」は対象外となりました。

補助金限度額

	対象人槽	補助金額 (限度額)	補助金額への上乗せ補助額			
			補助名	対象となる工事	補助金額	
転換設置	5人槽	374,000円	+	宅内配管補助金	単独浄化槽またはくみ取り槽からの転換設置に係る宅内配管工事	300,000円 (配管工事に係る工事費の上限)
	6～7人槽	456,000円				
	8～10人槽	555,000円				

上記補助金は予算に限りがあります。
予算がなくなり次第終了となりますのでご注意ください。

環境にやさしい合併処理浄化槽へ転換し、身近な水をきれいにしましょう！



主な交付要件

- ・専用住宅に10人槽以下の浄化槽を転換設置する者。
(小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会を終了した者の監督の下に行う工事であること。)
- ・以下に該当する者に対しては交付されません。
 - ①届け出を行わずに浄化槽を設置する者
 - ②専用住宅の新築又は改築(建替え)に伴い浄化槽を設置する者
 - ③補助事業期間内に浄化槽の設置ができない者
 - ④専用住宅以外の建築物から出る排水を処理するために浄化槽を設置する者
 - ⑤市税・水道料金、下水道料金を滞納している者
 - ⑥浄化槽付き専用住宅を販売又は賃貸を目的とする者
 - ⑦専用住宅に継続的に居住すると認められない者
 - ⑧過去に沼田市浄化槽設置費補助金の交付を受けた者 など

※上記内容は概要版のため、その他補助要件が別途あります。
 補助要件の詳細については上下水道課までお問い合わせ下さい。
 (ホームページにも詳細についての記載があります。)

【沼田市ホームページ】浄化槽関連の補助金
<https://www.city.numata.gunma.jp/life/suido/gesui/1002550.html>

【浄化槽転換PR動画】合併処理浄化槽 転換するなら今なんです
<https://www.youtube.com/watch?v=VS6cxH10Na8>

【お問い合わせ先】

〒378-8501 沼田市下之町888番地 沼田市役所 都市建設部 上下水道整備課 下水道係
 電話：0278-23-2111 FAX：0278-24-5179

HP QRコード



動画 QRコード

